

今月のトピックス

令和2年7月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

標準報酬月額の特例改定について

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について一定の条件に該当すれば、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能となります。※9月以降は原則、定時決定により決定された標準報酬月額

対象となる方 次のすべてに該当する方が対象

- ① **新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）**があったことにより**令和2年4月から7月**までの間に支払われた報酬が著しく低下した月が生じた方
- ② 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が既に設定されている標準報酬月額に比べて**2等級以上**下がった方※固定的賃金（基本給、時給等単価）の変動がない場合も対象
- ③ 本特例措置による**改定内容に本人が書面により同意**していること

対象となる保険料

令和2年4月から7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の**令和2年5月から8月分保険料** ※**令和3年1月末日までに届出**があったものが対象

Q & A

Q 1 5月から8月の間であれば何回でも届出できますか？

A 1 **同一の被保険者について1回限り**の届出となり、手続き後の変更はできません。

Q 2 休業のため、給与計算の基礎日数が17日未満の場合でも、特例改定の対象となりますか？

A 2 今回の特例改定に限り、新型コロナウイルス感染症の影響で事業主から休業命令や自宅待機指示などによって休業となった場合は、**休業した日に報酬が支払われたか否かに関わらず、給与計算の基礎日数として取り扱います**。その上でも、休業のあった月とその前2か月いずれか1月でも17日未満（※）となる場合は特例改定の対象となりません。（※特定適用事業所等の短時間労働者は11日未満）

Q 3 休業が回復した場合には届出が必要となりますか？

A 3 特例改定後に、固定的賃金の変動し、随時改定の対象となる場合には、随時改定（月額変更届）の届出を行ってください。また、7月又は8月に特例改定が行われた方には、定時決定が行われなため、今回の特例改定に限り、休業が回復した月（※）から継続した3か月間の平均報酬が2等級以上上昇した場合には、**固定的賃金の変動の有無に関わりなく、必ず随時改定（月額変更届）の届出を行ってください**。（※実際の報酬支払の日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上）となった月です）

Q 4 手続き方法は？届出内容や本人の同意などを確認できる書類の添付は必要ですか？

A 4 **月額変更届（特例改定用）に申立書を添付**して管轄の年金事務所・健保組合へ提出してください。届出や申立書の内容を確認できる書類については添付頂く必要はありませんが、後日、事業所調査などの際に確認を求める場合がありますので届出日から2年間は書類を保管しておいてください。

夏季休業のお知らせ 弊社、8月13日～16日は夏季休業とさせていただきます。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。